

- 1、地方公共団体との協議如何にかかわらず、2012年3月31日までの入居期限を公営住宅（神奈川県、横浜市など）並みに機構独自に少なくとも一年延長すること。
- 2、冬季対策など、被災者支援をつよめること。

(2)、UR団地敷地内の放射性物質の測定と除染の徹底を

3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により放出された放射性物質により、千葉県では県北西部を中心に放射能汚染が広範囲に及んでいます。各自治体では、小中学校、幼稚園、保育園、公園などにおいて、放射線量の測定や除染の取り組みが開始されています。

国においても、年間1ミリシーベルト・毎時0.23マイクロシーベルト以上の被曝が見込まれる地域を、「汚染状況重点調査地域」として指定し、除染費用への財政的支援を行う方針を示しています。

こうした国の方針を受け、千葉県でも県内の多くの自治体が「0.23マイクロシーベルト/時間」以上は除染の対象とし、側溝や雨樋など局所的に高濃度を示す箇所の除染対策もすすめようとしています。

ところがURの賃貸住宅団地では、除染どころか測定すら行われていません。良好な状態で住宅を提供するのはURの責任であり、団地内の放射能汚染を放置することは許されません。以下の対策を至急講じることを求めます。

- 1、団地内の放射線量測定と除染の方針を至急策定し対策に着手すること。
- 2、測定した放射線量はすべて公表すること。測定は、高濃度が予測される局所的な箇所を含めて実施することが必要であり、自治会等の意見を踏まえること。
- 3、住民からの要求も踏まえ、除染が必要と判断された箇所はすべて実施すること。
- 4、測定及び除染等に要する費用はすべて国と東電に請求すること。

以上